

平成 31 年第 2 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

西予市教育保健センター4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委 員 山本 恵子
委 員 樋口 美和	委 員 平岡 長治
委 員 古谷 和彦	

IV 欠席者

なし

V 議事に参加した公務員の職氏名

教育部長	高橋 司	教育総務課長	宇都宮 裕
学校教育課長	大谷 元二	生涯学習課長	小玉 浩幸
スポーツ・文化課長	谷口 佳代	明浜教育課長	浜田 喜基
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	久保田 修
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
学校教育課長補佐	井関 修三	生涯学習課長補佐	宇都宮正記
スポーツ・文化課長補佐	浅井 裕史	教育総務課係長	池田 瑞恵
教育総務課主任	片山 裕介		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午前 9 時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 31 年第 1 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 平成 31 年第 1 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 第 1 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 12 月から市内 8 箇所で開催した復興座談会は、復興まちづくり計画案を策定してその概要を説明し、住民の方からの意見を聞いて計画に意見を反映させる趣旨で行った。先般、各箇所で意見を踏まえて、修正した計画を具体的に説明するため、市内 5 箇所の旧町単位で 2 回目の復興座談会を終えた。教育に関係する計画内容としては、「子育てや教育関係の再建」という基本施策の中で防災教育に取り組んでいくこと、被災した教育施設の再建に取り組んでいくといった趣旨の内容が記載されることになっている。

教育施設の中に含まれる学校給食センターについては、2 月 26 日までに地域住民を含めて、野村中学校のグラウンドの一部を借りて、建設をしたいという意向を伝えて了承を得た。建設予定地となる野村中学校のグラウンドは都市計画区域の第 1 種住居地域に入っており、愛媛県への手続が必要となるので事前協議を進めている。問題となっている建設に係る財源については、引き続き文部科学省に要望を行っている状況で、確実に財源が確保できている状況ではない旨報告する。

3 月行事予定について報告を求める。

教育総務課長 3 月行事予定について報告する。

教育長 3 月行事予定について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 平成 31 年第 3 回教育委員会定例会及び平成 31 年第 1 回教育委員会臨時会の開催日程について意見を求める。

教育総務課長 平成 31 年第 3 回教育委員会定例会を 3 月 28 日（木）午後 2 時から、平成 31 年第 1 回教育委員会臨時会を 3 月 8 日（金）午後 3 時から開催する旨提案する。

教育長 平成 31 年第 3 回教育委員会定例会を 3 月 28 日（木）午後 3 時から、平成 31 年第 1 回教育委員会臨時会を 3 月 8 日（金）午後 3 時から開催する旨宣する。

4 案件

- 議案第 1 号 西予市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長 西予市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 平岡委員 第 5 条で運営協議会は「教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。」となっている一方で、第 9 条では会長の選出について、委員の互選により選出すると定めていて、校長が会長になる可能性があり、違和感がある。校長を会長に選出しない旨を規定する必要はないか問う。
- 教育総務課長 会長に校長が選出されることはない想定しているが、学校運営協議会を設置している自治体の状況を確認し、記載するかしないか、するとすればどのように記載するかを検討したい旨答える。
- 古谷委員 協議会委員の人数について、規則には人数の記載がないがどういった趣旨で記載をしていないのか。委員報酬についても記載がないということは、報酬は支給しないのか問う。
- 教育総務課長 協議会委員の人数について各学校と協議した状況から判断すると、10 人程度になると考えているところではあるが、各学校の活動の状況、地域とのつながりといったことがあり、教育委員会では人数を決めていない。新居浜市、山口市、京都市では人数を決めておらず、鬼北町、愛南町は 12 人以内としている。報酬については、これまで地域住民等が学校に関係する行事に参加しても支給していなかったことから、報酬の支給は行わない旨答える。
- 教育長 指摘された会長の選出についての規定は事務局で他の事例を確認し、必要であれば御指摘の趣旨に沿って修正することとし、その具体的な表現については私に一任いただくことを条件に原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 5 その他
- 教育長 西予市図書交流館条例制定について報告を求める。
- 生涯学習課長 施設の名称は「西予市図書交流館」である。幅広い世代の方々に親しまれるよう愛称の募集を行い、7 歳から 88 歳までの方から 243 点の応募があり、その中から選考会において、「分かりやすくて親しみがわき、子どもにも呼びやすい」ということで「まなびあん」に決定

した。施設の構成は、図書館と交流館からなる。図書館の開館時間は午前 10 時から午後 8 時まで、貸館を行う交流施設は午前 10 時から午後 9 時までの予定としている。なお、この開館時間を含めた運営の詳細は、当条例案が現在開会中の平成 31 年西予市議会第 1 回定例会にて議決された後、施行規則案を定例教育委員会へ上程させていただく。使用料及び使用料の減免については、同じく社会教育施設である公民館と同等の基準で設定している。図書館協議会は、公立図書館であるため、図書館法に基づき設置することとしている。

次に、施設概要等につき説明する。施設のオープンは 4 月 27 日を予定しており、落成式を行うとともに、オープン当日から 10 連休となるため、記念イベントを企画している。休館日は基本的に毎週月曜日とする予定である。施設の内容として、図書館は全体にゆったりとした閲覧環境になっており、読み聞かせや工作等の行事講座を行う「おはなしのへや」や子ども向けのスペースを設けており、その上部は吹き抜けとなっている。2 階には、静かに読書をしたり調査研究をしたい人のためのサイレントルーム、学生向けに 28 席の学習室を設けている。交流施設には、子どもや親子が自由に過せる板張りの「こども室」を談話コーナー等のロビースペースから見守りが可能であるように見通しよく配置している。展示やミーティングなどグループ活動に気軽に活用してもらえるような空間として、コミュニティスペースも設けており、その壁の一面には展示ケースを設置し、ギャラリーしろかわの絵画等を常設展示し、来館者に幅広い作品を鑑賞していただけるようにしている。さらに、談話コーナーから戸外の縁側、芝生広場へと至る開放的な雰囲気がこの施設の大きな特徴となっている。多目的ホールは机を並べた状態で 135 席の配置が可能であり、会議はもとより集会や展示空間としても使用いただける旨報告する。

平岡委員 第 4 条で「図書交流館に館長及びその他必要な職員を置く」となっていて、分館が複数ある中で、分館にも職員を置いているのか。この第 4 条は分館も含めると解釈していいのか問う。

生涯学習課長 野村分館及び三瓶分館には職員が配置されている旨答える。

平岡委員 野村分館及び三瓶分館以外の分館には職員が配置されていないのか問う。

生涯学習課長 野村分館及び三瓶分館以外は公民館内に分館が設置されており、公民館職員が図書館業務を行っている旨答える。

平岡委員 第 5 条で図書交流館等という記載があり、分館を含めたものを図

書交流館等と記載し、図書交流館のみを指すものを図書交流館と使い分けをしている。実際に分館にも職員を置いているのであれば、置けるような記載にすべきではないかとの旨述べる。

教育長 第4条は今回オープンする施設についての規定であるが職員については分館を含めた配置を想定している旨述べる。

西予市運動公園条例制定について報告を求める。

スポーツ・文化課長 宇和運動公園及び野村運動公園は、両公園とも都市公園に指定されており、目的を同じにする運動公園でありながらこれまで別途に定める条例等により運営管理を行ってきた。使用料については、個人、団体、時間別で細かく定めておきながら、活用されていない項目があるなど、現状の利用状況に即していない面があった。現状の利用状況に即し、両運動公園の管理運営の整合性を図り、更なるスポーツの推進、市民の健康増進及び体力向上を目的に両運動公園をまとめた新たな西予市運動公園条例の制定を平成31年西予市議会第1回定例会に上程した。条例が議決されれば、関連規則の廃止等が必要になるため、次回の教育委員会定例会に上程する旨報告する。

平岡委員 野村運動公園多目的グラウンドは、現在は仮設住宅と仮設の保育園が建っているが、今後も多目的グラウンドとして位置づけるのか問う。

野村教育課長 現在の予定では、仮設住宅等の設置は平成32年9月までになっている。撤去後は、整備を行って多目的グラウンドとして活用することを考えている旨答える。

教育長 鬼北町教育委員会が愛媛県教育委員会へ宇和島南中等教育学校に関する要望を予定している。その内容は、町内から多くの児童が宇和島南中等教育学校へ進学すること、また少子化も相まって町立中学校の小規模化がますます進み、学校経営に支障が出ているため、宇和島南中等教育学校の定員削減を求めるものである。この要望について、鬼北町教育委員会から域内の児童が宇和島南中等教育学校へ進学している松野町、愛南町、西予市教育委員会へ一緒に要望をしてもらえないかという打診があった。この打診について教育委員の皆様にご意見を伺ったうえで判断しようと考えている。

西予市から宇和島南中等教育学校への進学実績については、平成31年度は3人、30年度は4人、29年度は6人という状況になっている。

当市の現状としては宇和島南中等教育学校へ進学することによって、西予市内の学校の運営に支障が出ているというレベルに至って

いないのではないかと思っている。そのような中で宇和島南中等教育学校の定員を削減することについて要望することは必ずしも児童や保護者の希望に沿ったものなるかは、鬼北町とは状況が少し異なるのかもしれない旨を鬼北町には伝えている旨述べる。

平岡委員

少子化が進む中で宇和島南中等教育学校へ進学することにより、生徒が流れて中学校が小規模になることに危機感があるということは分かるが、中等教育学校は6年間の一貫教育をする学校なので、中学校の定員を削減するとそのまま高校の定員の削減にもなり、宇和島市内の高校の規模として、宇和島南中等教育学校が1学年4学級から3学級になるような規模でいいのかという問題にも関わってくるため、中学校だけの問題ではない。この問題は高校も含めて考えなければならない。仮に宇和島南中等教育学校の中学校だけを1学級削減し3学級にし、高校で4学級にするため新たに募集するとなると中高一貫教育ではなくなる旨述べる。

山本委員

鬼北町と西予市の学校では条件は違っている。宇和島南中等教育学校ができて、選択肢が小学生にまで広がり、中学校入学の際に地元の中学校か宇和島南中等教育学校かを選べるようになって何年も経過した。西予市から宇和島南中等教育学校へ入学する児童はそう多くないが、しかし、児童にとっては選択する一つの大切な学校であるため、西予市は定員削減を要望するまでは必要ないのではないかと旨述べる。

古谷委員

一緒に要望するとなると定員を削減することについて、西予市の児童に対して責任がある。現状をみると学校経営に支障が出ているわけではないため、要望する必要性はない旨述べる。

樋口委員

1人が地元の中学校に行かないことによって、1学級になるのか2学級になるのかということがあがるが、それは宇和島南中等教育学校だけでなく、その他様々な理由がある。そのため宇和島南中等教育学校の定員を削減しただけでは解決できないため、要望する必要性はない旨述べる。

教育長

中学校の状況等を総合的に考えると西予市として要望する状況にはないということを鬼北町へ説明して、西予市としては一緒に要望はできないことを伝える旨を確認する。

全委員

異議ない旨答える。

7 閉会

教育長

午前10時00分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 31 年第 2 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 28 日

教育長

保 木 俊 司

教育委員

山 本 恵 子

教育委員

樋 口 美 和

教育委員

平 岡 長 治

教育委員

古 谷 和 彦

